

2022年4月1日
本社管理部

タカラインコーポレーション女性活躍推進 行動計画

男女を問わず社員がその個性と能力を十分に発揮できる環境作りのため、改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次のように策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2025年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

【目標】従業員全体の有給休暇取得率を32%以上とする。

【取組内容と実施時期】

・実施済み

半日単位での有給休暇取得を可能に
入社後3ヶ月後での有給休暇の付与

・2022年4月～

管理部門は毎月有給休暇取得数を集計して所属長に情報を提供、
所属長は取得率の低い社員に対し、早いうちの取得を促す。